

令和8年度
「鉄道ネットワーク郊外・地方訪問促進業務」
委託仕様書

1 事業業務名

- (1) 「沿線街歩き・ハイキング」事業
- (2) 「Tokyo Wide エリア周遊促進」事業

2 業務の目的

関東広域地域（当エリア）には特長かつ強みでもある東京をハブに高度に発達した鉄道ネットワークがある。鉄道ネットワークの利便性を最大限活用し、当機構と鉄道各社が連携しながら、沿線各地に点在するコンテンツの発掘・磨き上げ、沿線テーマのルート編集及び江戸街道プロジェクトのテーマに則したコンテンツの訴求を行い、記事や動画などを活用し広域的なターゲットに向けた情報発信を行う。また情報コンテンツは鉄道関係会社で共有し、自社メディアなどを通じ外国人旅行者の更なる認知度向上を諮る

3 委託契約期間

契約日から令和8年12月1日までとする

4 業務内容

(1) JR東日本+東京ハブ鉄道会社・街歩き/ハイキング事業

- ・当エリアの特長かつ強みでもある東京をハブに高度に発達した鉄道ネットワークの利便性を最大限活用し、鉄道事業者各社が取り組んでいる「街歩き」「ハイキング」の中からインバウンド目線で厳選したものを集約・編集し、都心部から郊外・地方部への訪問促進に向けた情報発信を行う。実際に外国人インフルエンサー等が取材を行い、動画や記事広告を作成し、自身の媒体をはじめ、関東広域観光機構や各社の媒体、旅行博出展の機会等を活用した情報発信のための情報コンテンツを作成する。

(2) Tokyo Wide エリア周遊促進事業

- ・郊外を走るローカル線や接続する地方鉄道会社に範囲を広げ、JRのローカル線や、接続する地方鉄道会社などの乗車体験、沿線に点在する鉄道遺産など、鉄道の特性を活かしたコンテンツを鉄道で繋ぐルートの提案とともに、日本の鉄道文化そのものの価値や魅力の訴求する情報発信を行う。実際に外国人インフ

ルエンサー等の取材を基に動画や記事広告を作成し、自身の媒体をはじめ、関東広域観光機構や各社の媒体、旅行博出展の機会等を活用した情報発信のための情報コンテンツを作成する。

ア 取材モニターの期間、時期

- ・期間：各沿線エリア 1泊2日程度
- ・時期：7月～9月頃を目安に実施すること。
詳細な期間、日程については、受託者決定後に打ち合せて決定すること。

イ 取材モニターの対象エリア、移動方法

- ・上記の事業内容（1）4路線、（2）3路線、各エリアの沿線
なお、取材者のモニター開始場所への移動については、受託者が移動方法を手配すること。

ウ 取材の対象者について

- ・個人向け、企業向けのいずれとし、最終的な取材モニターについては、委託者と打ち合せて決定すること。

（ア）個人または企業に属する場合の要件

- ・対象者は首都圏在住の外国人（欧米豪）インフルエンサー（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の1都3県）の個人または企業に属していること
- ・対象人数：上記4,業務内容（1）（2）より各1名から2名程度

エ 上記の取組において、特性を活かした鉄道体験コンテンツを複数コース内に含めて手負い提案し実施し、磨き上げを行う候補コンテンツを選定すること。ただし、取材ツアーの効果が活かせるよう、行程にはある程度余裕を持たせること。（詰め込み・慌ただしくならないよう考慮すること）

体験コンテンツの例は下記のとおり。

- ・沿線ハイキング・街歩き（ウォーキング）
- ・地域の歴史・文化・食（酒蔵）・伝統産業（産品を味わえる体験など）
- ・鉄道遺産・フォレストアドベンチャー など

オ SNS等における、いわゆる「インフルエンサー」を各取材モニターの参加者とする。条件は以下の通り。

- ・取材モニター後等にタイミングを分けて、情報発信を諮ること。

- ・新たな目線で地域の情報を発信してもらうため、首都圏在住の外国人（欧米豪）とする。
- ・受託者決定後、受託者は候補者を複数人委託者へ提示し、打ち合わせにより決定するものとする。

カ 取材モニター参加者への説明等

- ・取材モニターの参加者へは、事前に以下の内容について十分に説明し、理解・承諾を得ること。
- ・本事業の趣旨を十分に説明し、理解を得たうえでの参加とすること。
- ・受託者が参加者に対し、取材中で撮影した参加者も含めた編集した動画や写真を、関東広域観光機構や各鉄道各社の広報活動や SNS 等で活用することの承諾を得ること。
- ・可能な範囲で、参加者自身の SNS 等でも本ツアーについて適宜情報発信していただくこと。なお、インフルエンサーによる SNS での情報発信は上記「オ」のとおり必須事項であることに留意すること。

キ 取材モニター参加者との連絡

参加者からの連絡先は受託者あてとすること。

ク 安全管理

- ・取材モニター実施に際し、危険がないこと及び安全対策の内容等を確認し、参加者及び関係者の安全確保を徹底すること。
- ・取材モニター実施前までに、取材モニター実施中における緊急時の連絡体制(委託者、関係者・関係機関との連絡含む)を示すとともに、滞りなく連絡が取れるよう徹底すること。

(4) 情報発信

上記取材者インフルエンサーによる情報発信に加え、受託者からも、自らが保有する媒体（HP 等）において、また、既に接点がある媒体や関係者に対して、取材モニターの開催後等に、各事業内容（1）（2）ごとに情報発信を行うこと。

(5) アンケートの実施

- ・取材した内容を今後活かすためのアンケートを行い、その分析結果を示すこと。
- ・アンケート内容については、事業者決定後に委託者と受託者で打ち合わせて決

定すること。

・アンケートの設問例

@ 特に魅力を感じたコンテンツは（感じたなら何を、感じてなければその理由など）

@ 取材モニター全体を通じた感想、もっとも良かったところ、またその理由、改善すべきところなど

@ 事業内容（１）（２）の取組を今後どう発展させたいと思うか

（６）取材面等の撮影・記事の作成における留意点

ア 各連携先が YouTube・SNS 等で活用できる記事及び動画を以下のとおり編集製作すること。

・期間中、それぞれの取組や体験について動画や記事を製作し、取材モニター参加者に取組体験後や取材モニター期間中にバランスよくインタビューなどを取り入れ編集製作すること。

・動画内は全編字幕を挿入すること。

・BGM、写真、ナレーション等を必要に応じて挿入すること。

・記事・動画ファイルは YouTube 他 SNS にアップロード可能な形式とする。

・取材モニター実施後、動画や記事については委託者と打ち合わせを行うこと。

・公序良俗に反したり、政治的な内容・シーンはカットすること。

・特集ページ等の記事（動画）制作に伴い、Web サイトの一部改修が必要な場合は、事業費内で機構 Web サイト管理会社と連携して事業を執り行うこと。

イ 記録及び連携先が広報活動に活用可能な動画を撮影すること

取材モニターの状況が十分伝わるよう、各日必要な枚数を撮影すること。

（７）今後に向けた、改善後のコンテンツやツアー行程、企画の提出

取材モニターの実施により得られた情報等から検証した、改善後のコンテンツやモニターの行程、企画を業務報告書提出時に添付すること。

（８）業務実施体制

・業務監督責任者、業務担当者を置き、それぞれの連絡先を示すこと。

・下請事業者、協力事業者などを置く場合には、その連絡先、企業概要がわかるものを示すこと。

・取材モニターの実施が決まり次第、その詳細を任意様式で提出し、委託

者と協議すること。

(9) 業務委託費

取材モニターの実施にかかる企画、運営、取材者モニターに帯同する関係者の手配・依頼、関係事業者及び関係機関との調整、各種必要な手続き、移動方法の確保、物品、使用料等その他事業の実施に必要な費用をすべて含むものとする。

5 効果測定

(1) 効果測定

ア アウトプット

取材を基にした情報発信記事と動画の制作

4,事業内容(1)(2)より記事及び・動画を併せて13本程度

イ アウトカム

機構 Web の当該情報コンテンツへのアクセス数 6 0 0 0 PV (2月末日時点)

(2) 事業完了報告、成果品の納入について

ア 次のとおり納品すること。

- ・業務完了報告書（電子データで納品）
- ・実施内容・人数・対象者・概要等、結果の報告を記載すること。報告書内に実施内容等が分かる写真等を適宜添付すること。
- ・取材モニター時のアンケート結果についての分析（任意様式）
- ・アンケートや実施時の知見を基にした取材モニターの改善企画（任意様式）
- ・作成した動画データ及び撮影した画像データ（記事）については、事業費内で機構 Web サイト管理会社と連携して事業を執り行うこと。

イ 当機構が主催する関係者の会議体で事業の中間報告及び最終報告を行う

(3) 提出期限 令和8年12月1日（火）

(4) 提出先 (一社) 関東広域観光機構

6 その他・留意事項等

- (1) 動画・画像の撮影場所や撮影人物等には、事前に撮影許可及び著作権・肖像権等の権利関係の許諾を得ておくこと。また、動画に使用する音源（BGM等）・写真・画像（空撮）等は、著作権・肖像権等、権利関係の問題が発生しないものを

使用すること。

- (2) 本業務について第三者の著作権、特許権等の権利を使用する場合は、受託者が必要な許諾手続きを行うとともに、その使用に関する一切の責任・費用負担を負うこと。
- (3) 本業務において取り扱う個人情報については、個人情報保護法条例に則り、適切に取り扱うこと。
- (4) 本事業の成果物に関する所有権や著作権は、原則として全て委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有している固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利保有物」）については、受託者に留保するものとし、委託者が権利保有物について使用する際は受託者と協議することとする。
- (5) 受託者が本業務の成果物について使用したい場合は、委託者に事前に協議すること。
- (6) 受託者は、やむを得ない理由により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者に協議のうえ、承認を得なければならない。
- (7) 本業務を円滑に遂行するため、委託者が必要と認めるときは、委託業務の進捗等について随時打合せができる体制とすること。
- (8) 受託者は、業務に関する事項について、委託者から調査・報告を求められた場合には速やかに応じること。また、改善が必要な事項については、直ちにこれに応じ、その結果を報告すること。
- (9) この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が必要に応じて協議して決定するものとする。